

令和7年度UIターン情報誌「BeanS」制作に関する企画提案プロポーザルの実施要領

本公募は県からの補助金交付決定を前提としたものであり、交付決定後に効力を生じるものです。県において交付決定されなかった場合、または交付決定の状況に変更があった場合は、契約を締結しないことまたは交付決定の状況に応じた契約となることがあります。これにより、事業者において損害が生じた場合、財団ではその損害について一切負担いたしませんので、あらかじめご了承ください。

1. 目的

令和7年度UIターン情報誌「BeanS」制作に係る業務委託業者を選定するため、企画提案を募集する。

2. 応募資格

- (1) 島根県内に本社または事務所、事業所等を有する法人であること。
- (2) 財団松江事務局との面談による連絡調整が随時行えると判断できる法人であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者でないこと。
- (5) 国または地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 最近1事業年度の消費税および地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
- (8) 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- (9) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続き開始の申し立てまたは、破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (12) 当該委託業務について十分な業務遂行能力を有すること。

3. 委託業務の内容

(1)事業期間	契約締結の日から令和8年2月27日(金)まで
(2)委託金上限額	委託業務にかかる委託金額は4,710,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。
(3)業務内容	別紙「令和7年度UIターン情報誌「BeanS」制作業務企画提案に係る仕様書」のとおり。

4. 募集に関するスケジュール等

事業委託にあたり、企画提案参加希望者は、事前に企画提案参加申込書を財団に提出すること。その上で、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及び企画審査に関する通知を行う。

(1)告知開始	令和7年2月18日(火)	財団サイトでの募集開始
(2)質問の受付期間	令和7年2月25日(火) 12時まで【必着】	本実施要領及び仕様書に関する質問は、別紙「質問書(様式1)」によりメールにて提出すること。
(3)質問の回答日	令和7年2月27日(木) (予定)	回答は、質問者からの質疑を全てとりまとめて、しまね移住情報ポータルサイト「くらしまねっと」内のお知らせに掲載する。
(4)企画提案参加申込書の提出	令和7年3月3日(月) 12時まで【必着】	企画提案への参加を希望する者は、別紙「参加申込書(様式2)」を持参又は郵送により1部提出すること。
(5)参加資格通知日	令和7年3月4日(火) (予定)	参加資格を有する者には、その旨を通知する。

5. 企画提案書の提出方法及び提出期限

(1)提出方法	持参または郵送により提出すること。 (FAX、メールでの提出は受け付けない)
(2)提出先	(公財)ふるさと島根定住財団 UIターン推進課(担当:佐々木) 〒690-0003 島根県松江市朝日町478-18 松江テルサ3階
(3)提出期限	令和7年3月12日(水)12時まで【必着】

6. 企画提案にかかる提出書類

(1)企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・4部 企画提案書に以下の項目を盛り込むこと。※A4サイズ、A3折込み可。 ①企画コンセプト(全体) ②全体構成(ページ割含む) ③表紙(デザイン、「BeanS」ロゴなど) ④メイン企画(テーマ、具体的内容) ⑤その他の企画(テーマ、具体的内容) ⑥WEBでの掲載企画(WEBページ制作、動画での紹介) ⑦取材対象候補のイメージ・コンセプト
(2)見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・4部(うち3部は写し可)。 ・見積額は、提案する企画内容等の実施に係る一切の経費を見込むこと。 ・明細項目には内訳をできるだけ具体的に記載し、可能な限りそれぞれの積算方法を示すこと。
(3)会社概要	・1部
(4)執行体制	・4部 ※この情報誌を制作するための執行体制を提出すること。
(5)主な受注実績	・4部 ※官公庁等からの過去3年間の主な受注実績一覧を提出すること。

7. 業者選定方法等

(1)企画審査	参加資格を有する者については、プレゼンテーションによる企画審査を行う。 【日時】令和7年3月17日(月)
---------	---

	【場 所】 定住財団 会議室（松江市朝日町478-18松江テルサ3階） 【方 法】 各社30分以内のプレゼンテーション （プレゼンテーション20分、質疑応答10分）
(2)審査結果	プレゼンテーション後、審査を行い、各提案者に書面で通知する。

8. その他

- (1) 企画提案競技に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、提出書類等は原則として返却しない。
- (3) 採用する企画提案書の使用権は、公益財団法人ふるさと島根定住財団に帰属する。
- (4) 受領した提出資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 委託契約後、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある。
- (6) 令和7年2月島根県議会において本業務に関する予算議決がない場合には、当該契約を行わない。

9. 問い合わせ先

公益財団法人ふるさと島根定住財団 UIターン推進課 （担当：佐々木）
〒690-0003 松江市朝日町478-18 松江テルサ3階
電話 0852-28-0690 FAX 0852-28-0692
E-mail uiturn@teiju.or.jp